

答 申

【諮問件名】

財団法人米子市学校給食会（以下「給食会」という。）が行う学校給食費未納対策の実施にあたり、米子市教育委員会が保有する学校給食費（以下「給食費」という。）未納者の未納情報等を給食会に外部提供をすることについての妥当性について

1 審査の経緯

米子市教育委員会（以下「実施機関」という。）から平成 23 年 12 月 5 日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項において、実施機関は原則として保有する個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しないため、同条第 1 項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件外部提供の対象となる個人情報は、次のとおりである。

- （1）完全給食を実施している米子市立小、中学校に在籍する児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）及びその保護者の氏名、住所。
- （2）児童・生徒の在籍する学校名、学年、クラス名。
- （3）児童・生徒ごとの提供食数、給食費の納付状況。
- （4）給食費未納者の氏名、住所、連絡先、給食費の納付状況。

外部提供をされる個人情報の範囲が広範囲に及ぶことから、仮に情報が漏れいし悪用されるようなことがあれば、被害にあう対象者が市内全域に及び可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、給食費の未納対策のために個人情報の外部提供をすることの公益性と給食会における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報外部提供に係る公益性

米子市における給食費の滞納状況であるが、平成17年度以降増え続け、このまま給食費の収入額が減少すれば、収入された給食費を財源に給食材料を購入している現状では、学校給食の運営に大きな影響を与えるであろうことは想像に難くない。給食費の徴収率向上は、費用の適正負担と事業の安定実施の上で欠かすことのできない重要な要素であることは理解できる。

給食費の徴収は、従来各学校の学校長が学校長の職務として行ってきたが、未収金の増加による未納対策を検討する中で、保護者から徴収している給食費の内容が実質的には給食材料費であって、給食材料を提供しているのが給食会であることから、本来の給食費の徴収主体（以下「債主」という。）は給食会であると考えられる。近年、給食費の未収金が増加してきたことから、実施機関においては、債主たる給食会の立場を明確にした上で、給食費の徴収体制の強化を図ろうとしているところである。

給食費の徴収は、債主たる給食会が行うべきであるが、現状では給食会は、給食を喫食している児童・生徒及びその保護者の情報を何ら持っていない。本件外部提供は、給食会が債主として保有すべき上記2（1）から（4）までの個人情報を、実施機関から提供しようとするものである。

ただし、現在学校長が行っている給食費の徴収を取りやめた場合、徴収率が低下し、学校給食の運営に支障をきたす可能性があることから、実施機関は給食費の徴収事務について給食会から委託を受けて、当面の間引き続き行う予定としている。その場合、給食会と実施機関の間で委託契約を締結することになるが、今回の外部提供をすることにより、両者の関係も明確化されることが期待できる。

また、給食費未納者の個人情報の外部提供を行うことにより、従来学校現場で多大な時間と労力を必要としていた未収金の徴収事務を、給食会が行うことが出来るようになる。そのことによって、給食費の滞納について早期の集中的な対応が可能となるとともに、学校現場の負担の軽減が図られ、学校本来の教育に一層力を注ぐことができることが期待される。

以上のことから、給食費の徴収事務における給食会及び実施機関の役割が明確になることにより、効率的な給食費の徴収が図られ、給食費の未納額が低減されることにより安定した給食の供給が行われ、ひいては学校教育の充実も期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提

供をされた個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

そのため、一連の給食費の徴収事務について、実施機関と給食会とは財団法人米子市学校給食会が行う学校給食費の徴収事務における個人情報の管理及び取扱いに関する要領を作成し、給食費の徴収事務における、児童・生徒及びその保護者に係る個人情報の外部提供の手順や外部提供をされた個人情報の取扱い及び管理並びに守秘義務遵守の徹底について定めることとしている。

また、給食会は今回の外部提供を受ければ、個人情報の取扱件数が年間2万件を超えると見込まれ、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第3項に規定される個人情報取扱事業者となり、保護法の規制を受けることとなる。

すでに給食会は財団法人米子市学校給食会個人情報保護方針及び財団法人米子市学校給食会個人情報事務取扱要領を定め、保護法に定める個人情報取扱事業者が守るべき義務の遵守を明確にしている。

以上のことから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、個人情報を利用する上での原則も定められていると認められる。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供をすることにより、給食費の債主が給食会であることを明確にした上で、未納対策を含めた給食費の徴収業務を給食会が主体的に進めていくという体制作りの推進が期待される。

さらに、給食費の徴収体制が整備されることにより、

(1) 給食費の未納を解消し、給食費の適正負担と学校給食の健全運営に資すること。

(2) 給食費の未納分の回収に従来学校現場では多くの労力が費やされていたが、給食費の徴収主体を明確にすることにより、徴収困難な部分について徴収事務が軽減されること。

が期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

当審査会は、給食会が学校給食の提供を受けている児童・生徒及びその保護者の情報を保有することの必要性については十分理解するものである。

しかし、個人情報を取得する手段としては、個人情報保護の観点から、

本人から収集することが原則であり、外部提供により収集しようとする場合であっても、外部提供に関する同意を保護者から得るという手続きを経る必要があると考える。

そして、それらの手続きを進める中で、説明を尽くして保護者の理解を求めるということが、結果として実施機関が意図する給食費の徴収の仕組みの整理と理解につながっていくのではないかと考える。

今回、実施機関は、給食会が必要な個人情報をも本人から収集すること及び給食費の納入が本来は給食会と保護者の契約を基にしたものであることを保護者に意識付けすることを目的に、平成24年度からの給食申込書の導入を計画した。しかしながら、計画発表後に保護者等から実施機関が意図したこととは別の、申込書を提出しないと給食が食べられないのかなどの疑問が出され混乱を招いたため、申込書の採用が見送られることとなった。

このような現段階において、外部提供に関する同意書をさらに保護者に求めることが困難な状況にあることも理解でき、また、未収金対策の早期実施の必要性も高いものと認められる。

以上のことから、当審査会は、本件外部提供を以下の付帯意見を付して、可と認める。

- (1) 個人情報の外部提供に関して保護者の同意が得られるように、方法等を含めて検討し、平成25年度からの同意書提出に努めること。
- (2) 給食費の徴収事務の仕組みの見直しと併せて、給食費の徴収に係る学校現場の負担が軽減される方向での制度改革を進めること。
- (3) 個人情報の外部提供に当たっては、取り扱う個人情報の量と範囲が一気に拡大する事に鑑み、給食会に対して、より一層の個人情報の管理徹底について申し入れること。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年12月5日	実施機関から審査会に対して諮問
平成23年12月7日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による諮問内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成24年1月13日	実施機関から審査会に対して諮問内容の一部変更について の申入れ
平成24年1月17日 (本件に係る審査会第2回目)	実施機関による諮問内容の変更に係る口頭説明、質疑 応答 審議
平成24年2月7日 (本件に係る審査会第3回目)	答申案の検討
平成24年2月9日	答申の決定